

印西市行政不服審査会会議録

- 1 開催日時 令和4年5月16日（月）
午前10時30分から11時20分まで
- 2 開催場所 印西市役所 2階24・25会議室
- 3 出席者 板垣勝彦委員、小林哲也委員、関辰男委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 米井総務課長、酒井総務課長補佐、峰村法規係長、
星野主査、荒井主事
- 6 傍聴者 1名
- 7 次 第 委嘱状交付
議事
(1) 会長及び会長職務代理者の選出について
(2) 令和元年度から令和3年度までの審査請求の状況について

8 議事録（要点筆記）

事務局 本日はお忙しい中、印西市行政不服審査会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
本日の進行役を担当します、総務課の酒井と申します。
次第に沿って進めてまいります。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、ただいまから印西市行政不服審査会委員の委嘱状交付を行います。
お名前をお呼びいたしますので、その場にてご起立願います。

【市長 委嘱状の交付】

事務局 板垣 勝彦 様 なお、板垣委員におかれましては、本日オンラインでの出席のため、委嘱状は後日送付いたしますのでよろしくお願いいたします。
小林 哲也 様
関 辰男 様

事務局 ありがとうございました。
続きまして、板倉市長からご挨拶を申し上げます。

【市長挨拶】

事務局 それではここで、委員の皆さまに、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。名簿順に、板垣 様からお願いいたします。

【委員自己紹介】

事務局 ありがとうございます。
続きまして、職員の紹介をいたします。
【職員紹介】 米井総務課長、峰村法規係長、星野主査、荒井主事、
酒井総務課長補佐

事務局 以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。
なお、市長につきましては、公務の都合上、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

【市長退席】

事務局 続きまして、本日の会議に入りたいと思います。
議事に入る前に、資料の御確認をお願いいたします。本日の資料は、「会議次第」、「委員名簿」、「行政不服審査法施行条例及び施行規則」、「印西市行政不服審査会運営要領」、「傍聴要領」、「令和元年度から令和3年度までの不服申立ての処理状況について」、となっております。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
次に、御報告が4点ほどございます。
まず、1点目ですが、本審査会の会議の特例として、オンライン会議システムによる会議を行うことができるよう、運営要領の一部を改正させていただきました。これは、全国的に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や災害の発生時の会議対応など、オンライン会議システムの活用による会議の開催が増えており、当市の他の審議会等においてもオンライン会議が増えてきている状況から改正させていただいたものでございます。
なお、行政不服審査法施行条例第16条「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。」という規定から、調査審議手続を行う会議の機密性の保持や通信が途切れた場合の代替措置など課題も多いことから、条例や規則の改正も含め、今後も検討を進めてまいります。現時点においては運営要領の一部改正において対応させていただくものでございます。
次に2点目ですが、会議の成立でございます。行政不服審査法施行条例第15条第2項において、「審査会は、全ての委員及び臨時委員の出席がなければ、会議を開くことができない」と規定されております。本日は全ての委員に御出席いただいておりますので、会議が成立いたしますことを御

報告いたします。

次に３点目ですが、印西市市民参加条例施行規則において、審議会等の会議は原則公開としておりますことから、このたび、事務局において傍聴要領を作成いたしまして、この傍聴要領に基づき、会議は、公開とさせていただいております。何卒、御理解いただきますようお願いいたします。

次に４点目、会議の録音でございます。会議録を作成する関係上、会議は録音させていただきますので御了承願います。

事務局 それでは、議事の（１）「会長及び会長職務代理者の選出について」でございます。

会議の議長につきましては、行政不服審査法施行条例第１５条第１項の規定により、会長が議長となることとされておりますが、会長が決まるまでの間、代わって仮議長を事務局の総務課長・米井が行います。

【米井課長 議長席へ】

仮議長 仮議長を務めさせていただきます。宜しくお願いいたします。

それでは、議事（１）「会長及び会長職務代理者の選出」を行います。行政不服審査法施行条例第１４条第１項の規定により、会長の選任は、委員の互選により定めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

どなたかの推薦等は、ございませんでしょうか。

委 員 会長には、前期も委員、また会長としてご活躍いただき、法律解釈の専門家である、小林委員がよろしいと思います。

仮議長 小林様という推薦がございました。その他にございますか。

委 員 私も賛成です。

仮議長 ありがとうございます。それでは、小林様、会長をお願いできますでしょうか。

【本人了解】

仮議長 それでは、会長を小林様にお願いしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

仮議長 それでは、小林様に会長をお願いいたします。
会長が選任されましたので、仮議長の役を終わらせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

事務局 それでは、会長となられました小林様、議長席へお願いいたします。早速
で恐れ入りますが、小林会長にご挨拶をお願いいたします。

【会長挨拶】

事務局 ありがとうございました。それでは、小林会長に、議長として進行をお願い
いたします。

会 長 それでは、議長を務めます。
行政不服審査法施行条例第 14 条第 3 項では、会長に事故があるときは、
あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することになっておりま
す。
会長職務代理者には、関委員を指名したいと思います。
関委員いかがでしょうか。

【本人了解】

会 長 それでは、関委員に会長職務代理者をお願いいたします。

会 長 それでは、議事（２）「令和元年度から令和３年度までにおける審査請求
の状況について」に入りたいと思います。
議題（２）について事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

会 長 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、お
願いします。

委 員 最後の令和３年度の「行政不服審査法第 3 条に基づく審査請求」です
が、具体的にどのような内容でしょう。

会 長 事務局説明できますか。

事務局 書類を確認いたしますので、お時間をいただきたいと思います。

会 長 では後ほどお願いします。他には何かありますか。

委 員 そうですね。ほとんど情報公開 個人情報保護審査会の方の審議案件になっているものが多いので、その純粋にこの行政不服審査会の案件になっているものっていうのは、不適法結果になっているか、あるいは取り下げになっているものが多いので、実質審議したのは令和2年度の5番目くらいっていうことでしょうか。

会 長 事務局どうですか。

事務局 お答えいたします。審査会に諮問し、審議したものは、令和2年度の5番目、国民健康保険税の減免却下処分の取り消しを求める審査請求のみでございます。

会 長 先ほどの質問の件、回答よろしいでしょうか。

事務局 はい。「行政不服審査法第3条に基づく審査請求」でございますが、印西市長あてに行政手続法第36条の3に基づく処分等の求めを提出したが、市長から回答がないということで、審査請求されたものでございます。

委 員 続けてすみません。もしかしたら10番の案件も関連案件でしょうか。

事務局 こちらにつきましては、3番や5番と関連がありますが、消防団関連の関係において審査請求が上がってきているものでございます。

会 長 ほかに何かありますでしょうか。
なければこれで議事のほうは終了いたします。進行を事務局にお返しします。

事務局 小林会長、議事の進行、ありがとうございました。
それでは、3のその他ですが、事務局から報告がございます。

【報酬の振り込みについての報告】

【個人情報保護法の改正による今後の審査体制について報告】

事務局 「その他」ということで、委員の皆様からは何かございますでしょうか

か。

(「特になし」との声あり。)

事務局 それでは、以上を持ちまして、印西市行政不服審査会を終了いたします。
お疲れ様でございました。

令和4年5月16日に行われた印西市行政不服審査会の議事録は、事実と相違ないので、これを承認する。

令和4年6月20日

印西市行政不服審査会会長 小 林 哲 也